

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	意見	回答
1	実施方針	7	第2	2					図表2-1 事業者の募集及び選定スケジュール(予定)	今回の選定スケジュールにおいては、入札書と事業提案書を同時に受付締切される事となっていますが、技術評価と価格評価を区別して実施される事を希望していますので、これまでの同様事例（南部エリア学校給食センター整備、手柄山スポーツ施設整備等）と同じく事業提案書の受付を行い評価実施後に、入札書の受付をして頂く様にお願いします。	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
2	実施方針	7	第2	2	(5)				文書による技術的対話の実施	仕様書発注の案件と違い、文書のみでは、意思の疎通が困難であり、誤解が生ずる心配があるために文書による技術的対話ではなく、対面による技術的対話の実施をお願いします。	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
3	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	今回の建設実績を代表企業に求められた場合には、該当する企業が限られてしまい、公平な競争が出来なくなる恐れがあると考えますので、前回と同等の条件（公称能力10,000m3/日以上の浄水能力を有する急速濾過方式の浄水場（浄水に限る。）一式の建設実績を有すること。ただし、施工業務を行う企業が複数である場合は、そのうち1社が満たせばよいものとする。）にして頂く事をお願いします。	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
4	実施方針	16	第2	5	(3)	③			価格点の定量評価について	技術評価がより結果に反映されるよう前回公告（令和3年8月18日）と同様に価格点については相対評価方式（価格点＝最も低い入札金額／当該入札参加者が提示する金額×配点）を採用いただきますようお願いいたします。	入札公告時に示します。
5	実施方針	16	第2	5	(3)	③			価格点の定量評価について	技術評価がより結果に反映される方式となるよう前回公告（令和3年8月18日）と同様、下限金額（下限金額を下回る金額を提示した入札参加者の価格点は一律とする）を設定いただきますようお願いいたします。	入札公告時に示します。
6	実施方針	18	第3	1	(2)	図表3-1			物価変動リスクについて	物価変動リスクについて、前回公告（令和3年8月18日）資料の設計・建設工事請負契約書（案）では、「変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更～」とありましたが、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会から内閣府様へ提言（2023年12月15日付け）している通り、全額の契約変更として頂くようお願いいたします。	入札公告時に示します。
7	実施方針	20	第3	2					支払いに関する事項	入札公告日に予定価格も公表されと考えますが、工事請負契約の締結までに10ヶ月程度の長い期間を要する事となります。近年の傾向において、賃金または物価の変動が著しく変化する懸念があるので、請負金額の変更協議については、入札公告日を基準とする事をお願いします。	入札公告時に示します。
8	実施方針	23	第6	1					実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問事項	令和6年2月22日の回答公表後に再度、質問が出来るように2回目の質問の受付をお願いします。	原案のとおりとします。

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	意見	回答
9	要求水準書（案）	1	第1	1					事業内容	技術提案のコンセプトを検討するため、貴市における「本事業の目的」を明示していただきたく存じます。	実施方針 第1の「1 事業の目的」をご確認ください。
10	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①	ア		浸水対策	「浸水時において、浄水処理機能に影響を与えない施設（場内道路、雨水調整池等）や浸水後に早期復旧が可能な施設については浸水対策の対象外としてもよい」と記載がありますが、対象外としてもよい施設について、同じく要求水準書（案）に記載の図表1-3「整備対象施設」をもとに、具体的に明示（または図表に追加）していただきたく存じます。	浸水対策の対象外施設の詳細については、事業者提案とします。
11	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②			電気計装設備の既設改造について	既設設備である保城浄水場、船津浄水場の監視システムの改造については、特定企業（既設を担当したメーカー）に依存する内容であり、特定企業が有利になって公平・公正な競争を阻害することを危惧しますので本事業外（別途工事）としていただくようお願いします。	No. 266の回答をご参照ください。
12	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	③			提案を求める事項（案）	アの「本施設の土木構造物～電気計装設備に関する設計の考え方や工夫」とイで言う「本施設の設計全般に対する考え方や工夫」は同様の内容であり、重複すると思われるので、ア、イの違いを明確にして頂くか、2つをまとめるかがよいと思われます。	ご意見として承ります。
13	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	⑤			提案を求める事項（案）	アの「ライフサイクルコストの低減に資する工夫」とイの「維持管理、将来の更新に関する工夫」は内容として重複すると思われるので、ア、イの違いを明確にして頂くか、2つをまとめるか、課題の切り口をより明確に記載して区分する方が提案しやすいと思います。	ご意見として承ります。
14	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	⑤	ア		提案を求める事項（案）	「ライフサイクルコストの低減に資する工夫」を評価する際の評価軸は「低減される金額」になると思いますが、イニシャルコストとランニングコストはトレードオフの関係にありますので、イニシャルコストが少々高くても供用期間中のランニングコストが抑えられ、トータルとしてのライフサイクルコストが安価になる提案が高く評価されるような評価方法になるのでしょうか？（意見及び質問）	入札公告時に示します。
15	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	⑦	ア		提案を求める事項（案）	「災害対応拠点」の定義が不明ですので、明確にしていただければありがたいです。地域貢献として災害時に断水地区への給水車の拠点のような使い方を想定しているのか、水の使用が可能な避難所のような使い方を想定しているか、など	新浄水場は、震災等により市域に断水が発生した場合、以下に示す応急給水施設としての機能を確保することを想定しています。 ①広範な地域の避難所、医療機関等に給水車両により運搬給水を行う運搬給水基地 ②近隣の住民に応急給水を行う拠点給水施設
16	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	⑦	エ		提案を求める事項（案）	ここで言う「コスト低減に資する工夫」と⑤のアで言う「コスト低減に資する工夫」はほとんど重複するのではないかと思います、できれば両者が明確に区別できるような問い方にすると提案する側も記載し易くなると思いますがいかがですか。「基幹浄水場の付加機能に関するコスト低減」はイメージしにくいのでどのような事柄をお求めなのか少し具体的に表現を追加していただくとうれしいです。	入札公告時に示します。